

総務省 規制の事前評価書 (電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局電波部電波政策課

電話：03-5253-5909

メールアドレス：radio-policy@ml.soumu.go.jp

評価年月 平成22年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制改正の目的及び概要

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、今般、関連する法体系を抜本的に見直すこととしたところである。特に電波分野については、通信及び放送の相互参入の可能性が高まっている。また、家電、交通、医療等様々な分野において、電波の利用により新たな製品・サービスが登場してきており、今後電波利用を一層促進することによって、国民の利便性向上や電波を利用した新産業の創出が期待されている。

このため、電波を国民がより自由にかつ安心して利用することができるよう、電波制度を見直すこととしたものである。

電波制度の見直しに係る事項のうち、規制の新設・改廃に関わるものは以下のとおりである。

① 電波利用の柔軟化

1つの無線局を通信、放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許制度を整備する。また、無線局の免許を受けた後に、許可を受けて無線局の目的を変更することを可能とする。

② 免許不要局の範囲の拡大（空中線電力の上限の見直し）

総務大臣の免許を受けることなく開設することができる無線局（免許不要局）の空中線電力の上限を0.01ワットから1ワットに見直す。

③ 包括免許制度の対象の拡大

携帯電話の基地局のうち、屋内に設置される小規模局等について、包括免許¹を受けた場合には基地局毎の個別免許は不要とし、事後届出で足りることとする。

④ 無線局の定期検査制度の見直し

既存の登録点検事業者制度²を拡大し、登録検査等事業者制度（登録検査等事業者が新たに判定も含めた検査を実施できる制度）とし、登録検査等事業者が新たに判定も含めた検査を実施できることとすることにより、登録検査等事業者の検査を受けた無線局については、総務大臣による定期検査を省略できることとする。

⑤ 無線局に係る外資規制の見直し

無線局に係る外資規制の対象とされている特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（固定局）（大使館、公使館又は領事館の公用に供するものを除く。）について外資

¹ 混信を起さないための一定の要件を満たす無線局については、その規格等を同じくする複数の無線局について、包括して対象とする免許を申請することができる制度。現行では携帯電話端末等が対象となっている。

² 無線局の定期検査等において、総務大臣の登録を受けた登録点検事業者が行った無線設備等の点検の結果を活用することによって、検査の一部を省略する制度。

規制の適用除外とする。

⑥ その他

技術の進展等を踏まえて、免許人の負担軽減、電波秩序の維持等のために、以下の措置を講じることとする。

i 無線検査簿の備付け義務の廃止

無線検査簿（検査の年月日、結果等を記載した書面）の無線局への備付け義務を廃止する。

ii 技術基準適合命令制度の創設

無線設備が技術基準に違反している場合、その内容に応じ、より適切な監督を図るため、総務大臣が免許人等に対し当該無線設備を技術基準に適合させるよう命ずることを可能とする。

iii 廃止した無線局による電波発射の防止

無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であった者は、空中線の撤去以外の措置として、たとえば電源の除去等、電波の誤発射を防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。

iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度

技術基準適合証明³を受けた者及び工事設計認証を受けた者（認証取扱業者）（例：メーカー）について、届出業者と同様に、名称、住所等に変更が生じた場合、総務大臣に届け出なければならないこととする。

(2) 規制改正の内容及び必要性

① 電波利用の柔軟化

現行の電波法では、放送をする無線局については、他の無線局とは申請、審査及び免許の手続が別に定められ、放送と放送以外の業務を行う無線局の免許手続は規定されていない。また、現行の電波法では、既に免許を受けている無線局の目的の変更は、極めて例外的な場合以外には認められていない。しかし、今後、放送と放送以外の業務を同一の無線設備で行う様々なニーズが生じることが想定されている。そこで、それらのニーズに対応するため、放送と放送以外の業務を一の無線局免許で行えるようにすることと、一般的に無線局の目的を許可を受けて変更することを可能にする。また、複数の目的を有する無線局が増大することが予想されるところ、複数の目的に主従の別がある場合については、従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを審査することとする。

② 免許不要局の範囲の拡大

現在、次の要件を満たす無線局は、免許不要局として取り扱われている。

- ・ 空中線電力⁴が0.01ワット以下
- ・ 総務省令で定めるものであること
- ・ 混信回避機能を有すること
- ・ 適合表示無線設備のみを使用すること

³ 小規模な無線局に使用する無線設備であって別に総務省令で定める無線設備について、技術基準への適合性を判断し、適合しているときはこれを証明する制度。

⁴ 送信機からアンテナ系の給電線に供給される電力。電波法施行規則においては、尖頭電力、平均電力、搬送波電力又は規格電力と定義。

これらの要件は、他の無線局に混信等の妨害を与えないように運用することを確保する等のためのものであるが、無線設備の高度化により、空中線電力が0.01ワットを超える無線局であっても、他の無線局に混信等の妨害を与えないよう運用することが可能なものが出現してきていることから、そのような無線局を免許不要局とすることを可能にするため、空中線電力の上限を1ワットに緩和する。

③ 包括免許制度の対象の拡大

現在、携帯電話基地局等は、他の無線局に混信等の妨害を与えないこと等を確保するために、個別に免許を受けることとされている。

しかしながら、今後普及が見込まれる屋内等向けの小規模な携帯電話基地局等については、従来の携帯電話基地局等に比べて、他の無線局に混信等の妨害を与えるおそれが少ないことから、今回の改正により、包括免許の対象に追加することとしている。

包括免許の対象となる携帯電話基地局等については、一度包括免許を受ければ個別の免許審査を経ずに個々の当該基地局等の開設が可能となる。ただし、当該基地局等を開設したときは、以下の理由から、包括免許人に対して当該基地局等を開設した日や設置場所等について総務大臣に届け出ることとする。

- ・当該基地局等が、万が一他の無線局に混信等の妨害を与えている場合には、総務大臣は、電波の発射停止命令や運用停止命令等によりその解消を図ることとなる
ところ、これらの監督を行うために、当該基地局等の免許人の氏名・住所、設置場所、運用を開始した日等について総務大臣が把握しておく必要がある。
- ・他の免許人が無線局を開設する場合、既に開設されている包括免許に係る当該基地局等に混信等の妨害を与えないことを総務大臣が審査する必要がある。

④ 無線局の定期検査制度の見直し

電波法では、原則として、無線局は、免許を受けた際に、審査及び検査された条件が、その後も持続されているか、無線設備の経年劣化等に対する措置等、免許人による維持管理が適切に行われていることを確認するため、定期的に総務大臣の職員による検査（定期検査）を受けなければならないことを定めている。

一方、定期検査において、登録点検事業者による点検を受け、その点検結果を総務大臣に提出した場合は、国による定期検査の一部を省略することとされている。その場合、国は当該点検結果に基づき、無線設備等が法令に適合していることを判定する行為のみを行うこととなる（書面検査）。実際の定期検査は、そのほとんどが、登録点検事業者による点検を受けたうえでその点検結果を活用した書面検査として行われている。

そこで、このような登録点検事業者制度がこれまで大きな問題なく運用されていることを踏まえ、無線局の維持管理の適正性の確保について、さらに民間活力の活用範囲を拡大することとし、免許人の負担軽減を図ることとする。具体的には、これまでの制度に加え、現行の点検事業者の要件を満たす者のうち、一定の能力を有するものが検査を行い、法令に適合している旨の判定を受けた場合は、定期検査を省略することとする制度（登録検査等事業者制度）を設ける。

⑤ 無線局に係る外資規制の見直し

電波については、有限希少な資源でありその利用については自国民の利益を優先す

ることが必要との考え方から、電気通信業務用の無線局等を除いて、外国人等には原則として無線局の開設を認めないこととされている（外国性の制限（外資規制））。

他方、外国人等の経済・社会活動の円滑化等の観点から、累次の改正により、外資規制を適用除外とする無線局の種類を増してきたところであるが、電気通信業務用以外の固定局（例：電力事業者、ガス事業者等が利用するマイクロ中継局等）は、外資規制の対象とされている。固定局を開設している電力会社、ガス会社等は、その事業について外資規制が行われておらず、近年、その外資比率は上昇してきている。仮に外資比率が3分の1以上となった場合、事業自体は引き続き行うことが可能である一方、現行電波法の外資規制により、その事業の用に供する固定局の免許を維持することはできなくなることから、固定局を外資規制の対象外とするよう強い要望が寄せられているところである。このため、固定局を外資規制の対象外としても我が国社会に著しい影響を与えるおそれはないこと等も踏まえ、固定局を外資規制の対象外とする。

⑥ その他

i 無線検査簿の備付け義務の廃止

近年、無線局を適正に運用する免許人の能力が電波法制定時と比べて向上しており、また、検査履歴の情報が国のデータベースによって電子データとして管理され、臨局検査に当たっても容易に参照できることから、無線検査簿を備え付ける必要性が乏しくなっており、免許・検査事務の軽減化により免許申請者の負担を減らすため、備付け義務を廃止する。

ii 技術基準適合命令制度の創設

近年、現行の無線局の運用停止命令や電波の発射停止命令では、適切に対応できない技術基準違反が発生している。また、技術基準違反であっても他の無線局に妨害を与えていない場合等、直ちに極めて重い処分である運用停止命令や電波の発射停止命令を行うことが必要かつ最小限の措置であるとは言えない場合があると考えられる。このため、技術基準適合命令制度を導入することとする。

iii 廃止した無線局による電波発射の防止

現行の電波法において、無線局の免許等が失効したときは、免許人等であった者は、遅滞なく空中線を撤去しなければならないこととされているが、技術の進展により、空中線と無線設備本体（送・受信装置）が一体となった無線設備が出現してきており、これらの無線設備は、構造上、空中線を撤去することが困難である。

そこで空中線の撤去が困難な無線局の免許等が失効したときは、免許人等であった者に対して、電池を取り外すなどの電波の発射を防止するために必要な措置を義務付けることとする。

iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度

現行の電波法では、技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者について、名称、住所等の変更を届け出なければならないことが規定されておらず、名称、住所等の変更の把握漏れが多数発生しているため、技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者について、名称、住所等の変更を総務大臣に届け出なければならないこととする。

2 規制の費用

(1) 遵守費用

- ① 電波利用の柔軟化に係るコスト
新たな遵守費用は発生しない。
- ② 免許不要局の範囲の拡大に係るコスト
新たな遵守費用は発生しない。
- ③ 包括免許制度の対象の拡大に係るコスト
包括免許に係る携帯電話基地局等を開設した場合、従来は個別の免許に伴う事務手続が発生したが、今後は届出に伴う軽微な負担のみとなり、新たな遵守費用は発生しない。
- ④ 無線局の定期検査制度の見直しに係るコスト
登録検査等事業者の登録に際しては、登録免許税法に基づき、登録1件につき、9万円の登録免許税が課される。
- ⑤ 無線局に係る外資規制の見直しに係るコスト
新たな遵守費用は発生しない。
- ⑥ その他
 - i 無線検査簿の備付け義務の廃止に係るコスト
新たな遵守費用は発生しない。
 - ii 技術基準適合命令制度の創設に係るコスト
違反の内容に応じ、既存の運用停止命令等の措置に代え、より適切な措置として技術基準適合命令を創設するものであり、新たな遵守費用は発生しない。
 - iii 廃止した無線局による電波発射の防止に係るコスト
免許等が効力を失った場合の電波の発射を防止するための措置として、空中線の撤去以外の措置として、電池の除去等の措置を課すものであり、新たな遵守費用は発生しない。
 - iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度に係るコスト
変更届出に係る軽微な負担が発生する。

(2) 行政費用

- ① 電波利用の柔軟化に係るコスト
総務大臣に対して新制度に係る申請があった場合には、当該申請の審査を行うための負担が発生する。
- ② 免許不要局の範囲の拡大に係るコスト
新たな行政費用は発生しない。
- ③ 包括免許制度の対象の拡大に係るコスト
包括免許申請及び開設後の届出の処理に係る負担は、従来は個別免許申請に係る審査の負担と比べて軽微であり、新たな行政費用が発生するものではない。
- ④ 無線局の定期検査制度の見直しに係るコスト
登録申請等の受理に係る軽微な負担が発生する。
- ⑤ 無線局に係る外資規制の見直しに係るコスト
新たな行政費用は発生しない。
- ⑥ その他

- i 無線検査簿の備付け義務の廃止に係るコスト
新たな行政費用は発生しない。
 - ii 技術基準適合命令制度の創設に係るコスト
総務大臣が技術基準適合命令を発出する場合は、そのための軽微な負担が発生する。
 - iii 廃止した無線局による電波発射の防止に係るコスト
新たな行政費用は発生しない。
 - iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度に係るコスト
技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者からの変更届出の受理に係る軽微な負担が発生する。
- (3) その他の社会的費用（広く社会経済全体や環境等に対する負の影響）
特段想定されるものはない。

3 規制の便益

(1) 電波利用の柔軟化

今後想定される以下のようなニーズに対応することが可能となる。

（ニーズの例）

- ・ 一の人工衛星の無線局で電気通信業務と放送の双方を提供するニーズ
- ・ 放送事業者が、放送用の無線局で、一定の時間及び一定の帯域において放送の公共的役割を損なわない範囲で、特定の携帯端末や電子看板への送信を行うニーズ
- ・ 電気通信事業者が、ブロードバンド化された電気通信業務用の無線局で放送の業務を行うニーズ

(2) 免許不要局の範囲の拡大

免許を受けることなく開設することが可能な無線局の範囲が拡大することにより、新たな無線システムの実現や性能の向上が期待される。

(3) 包括免許制度の対象の拡大

携帯電話基地局等を対象とした包括免許制度を導入することにより、当該基地局等の免許人である携帯電話事業者等は、一度包括免許を受ければ、個別の免許審査を経ることなく当該基地局等を開設することが可能となり、現在個別免許の申請から免許付与までに要している期間や申請事務が省力化される。その結果、当該事業者等は、迅速に当該基地局等を開設することが可能となり、また、それに伴い当該基地局等を用いた新たなサービスの開始が早まり、当該サービスを受ける利用者にも便益をもたらすことになる。

(4) 無線局の定期検査制度の見直し

登録点検事業者制度を拡大した登録検査等事業者制度を新たに創設し、登録検査等事業者が新たに判定も含めた検査も実施できることとすることにより、民間活力の活用範囲を拡大することになる。

(5) 無線局に係る外資規制の見直し

固定局を開設している電力会社、ガス会社等の外資比率が3分の1を超えた場合でも、引き続き免許人として運用し続けることができるようになり、外国人等の経済・社会活

動の円滑化や国際的に調和のとれた外国資本参加の自由化等にも資する。

(6) その他

i 無線検査簿の備付け義務の廃止

免許人の負担が軽減される。

ii 技術基準適合命令制度の創設

無線局の無線設備が技術基準に違反している場合に、現行の電波の発射停止命令、無線局の運用停止命令に加えて、免許人等に対して当該無線設備を技術基準に適合させるよう必要な措置を命ずることが可能になる。これにより、総務大臣は無線局の免許人等に対して、違反の態様に応じてより適切な監督を行うことが可能となり、電波秩序の維持や人の生命・身体の安全が図られる。

iii 廃止した無線局による電波発射の防止

空中線と無線設備本体（送・受信装置）が一体となっている無線局が、空中線が撤去されずに廃棄され、廃棄場などにおいて衝撃等を受けて電波が誤発射されること等を防止することが可能となる。

iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度

技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者の名称、住所等の変更を総務大臣に届け出なければならないこととすることにより、公示制度等の適正な運用が可能となる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 電波利用の柔軟化

電波利用を柔軟化した場合、新制度の手続に伴う事務負担は発生するものの、一の人衛星の無線局で電気通信業務と放送の双方を提供する、放送事業者が放送用の無線局で、一定の時間及び一定の帯域において放送の公共的役割を損なわない範囲で、特定の携帯端末や電子看板への送信を行う、電気通信事業者がブロードバンド化された電気通信業務用の無線局で放送の業務を行う、といったニーズに対応し、新サービスの登場及び電波のより能率的な利用を促進することが可能となるため、今回の制度の改正は適切であると考ええる。

(2) 免許不要局の範囲の拡大

免許不要局の範囲を拡大した場合、新たな費用を発生させずに、免許を受けることなく開設することが可能な無線局の範囲が拡大することにより、新たな無線システムの実現や性能の向上が図られるため、今回の制度の範囲拡大は適切であると考ええる。

(3) 包括免許制度の対象の拡大

現在個別免許の対象となっている携帯電話基地局等のうち一定のものを包括免許の対象に追加した場合、新たな費用を発生させずに、個別免許のために要している期間や申請事務を省力化することにより、基地局等の迅速な開設、サービス開始の迅速化が図られることから、今回の制度の対象拡大は適切であると考ええる。

(4) 無線局の定期検査制度の見直し

登録点検事業者を登録検査等事業者に拡大する制度を導入することにより、検査等事業者に係る登録の申請に伴う登録免許税の負担及び軽微な事務負担が発生するものの、

検査について民間活力の活用範囲を拡大することになるため、今回の制度の改正は適切であるとする。

(5) 無線局に係る外資規制の見直し

新たな費用を発生させずに、固定局を開設している電力会社、ガス会社等の外資比率が3分の1を超えた場合でも、引き続き免許人として運用し続けることが可能になり、外国人等の経済・社会活動の円滑化や国際的に調和のとれた外国資本参加の自由化等にも資するため、今回の制度の改正は適切であるとする。

(6) その他

i 無線検査簿の備付け義務の廃止

無線検査簿の備付け義務を廃止した場合、新たな費用を発生させずに免許人の負担が軽減されるため、今回の改正は適切であるとする。

ii 技術基準適合命令制度の創設

技術基準適合命令を発出することによる軽微な負担が発生するものの、当該命令により、技術基準に違反している無線設備に対して適切な監督を行うことが可能となり、電波秩序の維持や人の生命・身体の安全が図られることから、今回の制度の創設は適切であるとする。

iii 廃止した無線局による電波発射の防止

新たな費用を発生させることなく、空中線が撤去されずに廃棄され、廃棄場などにおいて衝撃等を受けて電波が誤発射される等、廃止された無線局による電波発射を防止することができるようになるため、今回の改正は適切であるとする。

iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度

技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者が名称、住所等を変更した場合の変更届出の処理に係る軽微な負担が発生するものの、公示制度等の適正な運用を図るために必要であるため、今回の届出の義務化は適切であるとする。

5 有識者の見解その他関連事項

平成21年8月に受けた通信・放送の総合的な法体系の在り方に係る情報通信審議会からの答申における、「より迅速かつ効率的な電波利用を可能とするため、無線局に係る手続について、次のような見直し（注：携帯電話基地局等の免許の包括化、登録点検事業者制度の拡大）を行うことが適当」、「多種多様な電波を利用したサービス・機器を安心して利用できる環境整備のため、例えば、次のような制度整備（注：技術基準適合命令制度の創設等）を行うことが適当」等の内容を反映したものである。

6 レビューを行う時期又は条件

放送法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

以上

関連条項（別紙）

規制内容	電波法（改正前）	電波法（改正後）
①電波利用の柔軟化		
通信・放送両用無線局関係	—	第6条、第7条、第14条
無線局の目的の変更関係		
無線局の目的の変更	第16条の2	第9条、第17条
特定無線局の目的の変更	—	第27条の8
②免許不要局の範囲の拡大	第4条第3号	同左
③包括免許制度の対象の拡大		
包括免許制度の対象の拡大	第27条の2	同左
包括免許に係る基地局等の運用開始の期日等の届出	—	第27条の6第3項
包括免許に係る基地局等の新規開設禁止命令	—	第76条第2項
④無線局の定期検査制度の見直し		
登録検査等事業者の登録	第24条の2	同左
登録検査等事業者による検査	第73条第3項	同左
⑤無線局に係る外資規制の見直し	第5条第2項	同左
⑥その他		
i 無線局検査簿の備付け義務の廃止	第60条	—
ii 技術基準適合命令の創設	—	第71条の5
iii 廃止した無線局による電波発射の防止	—	第78条
iv 技術基準適合証明を受けた者及び工事設計認証を受けた者（認証取扱業者）の名称、住所等の変更届出制度	第38条の6、第38条の24、 第38条の29、第38条の30、 第38条の31	同左